

番号：170116

国名：フィリピン

担当：産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム

案件名：経済特区との連携による産業人材育成およびバリューチェーン強化を通じた産業競争力向上プロジェクト詳細計画策定調査（産業人材育成）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：産業人材育成
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年5月中旬から2017年7月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月19日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年5月12日(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	産業人材育成に関する業務
対象国/類似地域	フィリピン/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

フィリピンでは、度重なる政局の悪化や電力・道路・港湾などのインフラ整備の遅れもあり、1980年代以降、外資導入による輸出志向型工業化を通じて製造業を強化してきた ASEAN 諸国に比べ、製造業発展において後れをとったが、2010年に就任したベニグノ・アキノ大統領は、製造業の強化や海外直接投資(FDI)の受入を積極的に進め、製造業セクターの成長率は微増傾向にある。一方で、過去の政策において外国投資を地場産業に連関させる施策がとられてこなかったことや、財閥企業の投資が製造業以外に向かう傾向があったこと、中小企業の資金アクセスが制約されていることなどから、他の先進 ASEAN 諸国と比較しても、裾野産業が十分育っていないとされる。

このような背景を受けて、フィリピン政府は国内産業の競争力を高め ASEAN 地域経済統合のメリットを活かし、また地場産業への影響を軽減するために、「総合国家産業戦略 (Comprehensive National Industrial Strategy - CNIS)」「製造業復興プログラム (Manufacturing Resurgence Program - MRP)」「産業ロードマッププログラム (Industry Roadmap Program)」など各種の産業政策を打ち出している。これらの政策では、国際分業体制が進む世界経済において、フィリピンがサプライ・バリューチェーンへ参画していくことが産業競争力強化のための課題であるとしている。特に国内中小企業と国内・海外大企業とのリンケージ強化は、技術・スキルの移転、教育と労働市場のミスマッチの解消、中小企業のサプライ・バリューチェーンへの参加などに寄与することから、重要性が高いとされている。

産業人材育成の観点からは、フィリピンは生産年齢人口比率が高いことから、労働力が経済成長を後押しする人口ボーナス期が当面続くことが予測されているが、一方で失業率は近隣諸国に比して高く、生産年齢人口の増加に雇用の創出が追い付いていない。失業者の半数を占める若年層では、中等・高等教育過程を修了しても就業機会の確保まで数年を要するケースが多く、職業技能・技術と産業界のニーズとのミスマッチが生じていると考えられる。また、現地に進出している日系企業からも、職業訓練機関や高等教育機関等における教育の質を問題視する企業が少なくなく、より産業界のニーズに応える職能や教育訓練の提供が必要とされている。

こうした観点から、貿易産業省は、産業界の人材ニーズ、政府の産業人材育成に係る施策と、国内中小企業と国内・海外大企業とのリンケージ強化プログラムを結び付け、従来より効果的な新しい産業人材育成モデルを構築することを目的に、我が国に本プロジェクトを要請した。これを受け、JICA は詳細計画策定調査を行うこととした。

本詳細計画策定調査は、プロジェクトの要請背景、内容を確認し、実施機関である貿易産業省や関係機関との協議を通じて、協力計画を策定しプロジェクト内容について基本合意を得るとともに、プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的として実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、開発計画調査型技術協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は他の課題を担当業務とする業務従事者による調査結果も踏まえ、JICA 職員と協力して協力計画案を策定するとともに、帰国後は詳細計画策定結果(案)の取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間 (2017年5月中旬～5月下旬)

- ① 既存の文献や資料を整理し要請背景及び内容を把握する (フィリピン政府の政策文書、関連報告書、議事録など)。特に、JICA が実施した「フィリピン国 産業人材育成にかかる情報収集・確認調査」、及び「フィリピン国 中部ルソン・カラバルソン地域における産業振興の可能性と開発課題に係る情報収集・確認調査」の結果について内容を確認し、現地

調査で収集すべき情報の洗い出しを行う。

- ② JICA 職員等や他の業務従事者と協議の上、調査団が現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じて質問票（英文）を作成する。なお、質問票を事前にフィリピン側に配布する必要がある場合は、フィリピン事務所を通じて対応する。
- ③ ICA 職員等や他の業務従事者と協議の上、必要な訪問先を抽出し、現地での調査日程の作成に協力する。
- ④ 処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2017年5月下旬～6月中旬）

- ① JICA フィリピン事務所との打合わせに参加する。
- ② 上記(1)①～④踏まえ、質問票への回答を回収し取りまとめつつ、現地調査を実施する。特に以下の点について JICA 職員等や他の業務従事者と協力して情報収集を行う。
 - ア) プロジェクトの背景・目的・内容
参考資料等の内容を踏まえた上でフィリピン側関係機関が JICA に本プロジェクトを要請した背景、目的、内容を確認する。特に、各関係機関（貿易産業省、高等教育委員会、技術教育技能開発庁）が本プロジェクトに期待している協力について確認する。
 - イ) C/P 機関におけるプロジェクト実施体制
C/P 機関となる貿易産業省内のプロジェクトの実施体制を確認する。特に、プロジェクト実施の際に事務局となると想定される貿易産業省の担当部署については、専任スタッフの配属の可能性も含め、人員体制について確認を行う。加えて、他関係機関（高等教育委員会、技術教育技能開発庁）のプロジェクトの実施における役割や、上記省庁間の連携体制について確認する。また、民間セクターの関係機関（教育機関、業界団体、個別企業）の役割、連携体制についても同様に確認する。
 - ウ) 教育機関におけるニーズ把握
産業界とのミスマッチを解消するための、経済特区内企業と連携した職業訓練プログラムや、「企業研修」モデルの開発と大学カリキュラムの調整について、教育機関（TESDA 訓練センター、民間職業訓練センターや高等教育機関）がプロジェクトに期待している協力について確認する。特に、自動車産業や電気・電子産業、IT/BPO 等に関連する職業訓練コース、大学学科におけるプログラムの改善や民間企業との連携ニーズや要望を確認する。
 - エ) 民間企業や業界団体のニーズ把握
TESDA 卒業生及び大学卒業生と、経済特区内の企業の人材ニーズのミスマッチを解消するための、職業訓練プログラムや「企業研修」モデルの開発と大学カリキュラムの調整について、民間企業や業界団体のニーズを把握する。特に、自動車産業や電気・電子産業、IT/BPO 等における民間セクターにおける人材育成・確保におけるニーズや要望を確認する。人材ニーズについては、エンジニア、ミドルマネージャー、技能者/ワーカーの各レベルのニーズについて確認を行うこと。
 - オ) JICA による過去の産業人材育成に関する協力のレビュー
JICA が過去に実施した産業人材育成分野における実施済・実施中プロジェクトの成果および課題についてレビューを行い、成果および課題の整理を行う。
 - カ) 他ドナーの動向
他ドナーが実施している産業人材育成に係る協力内容を確認する。特に、TESDA の職業訓練プログラム、高等教育における「企業研修」モデルの開発と大学カリキュラムの調整について調査する。
 - キ) その他
JICA 職員等や他の業務従事者による情報収集や分析に対する協力を行う。特に、産業人材育成、高等教育、職業訓練におけるフィリピン政府の政策・規制などに関する調査について協力を行う。
- ③ 上記②の調査結果を評価 5 項目の観点から分析し、協力の枠組（案）の精緻化のための調査団内の議論に参加する。

- ④フィリピン側関係者との協力の枠組に関する協議に参加するとともに、合意された内容につき、Record of Discussions (R/D) (案) や Minutes of Meetings (M/M) (案) の取りまとめに協力する。
- ⑤担当分野に関する現地調査結果を JICA フィリピン事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2017年7月上旬～7月中旬)

- ①JICA 職員等や他の業務従事者と協議し、担当分野に関する詳細計画策定結果 (案) を作成するとともに、全体の取りまとめに協力する。
- ②事業事前評価表 (案) の作成に協力する。
- ③帰国報告会に出席し、担当分野に関する調査結果を報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 担当分野に関する詳細計画策定結果 (案) (和文)
上記については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等については、契約金額に計上することとします。
航空経路は、日本発マニラ往復とし、最も効率的、経済的な経路とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年5月28日～2017年6月17日を予定しています。
本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 産業振興／評価分析 (コンサルタント)
- エ) 産業人材育成 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAフィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
JICAがアレンジします。

カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料をJICA産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム (TEL:03-5226-8057) にて配布します。

・入手資料、関連議事録等

②本業務に関する以下の資料がフィリピン国貿易産業省のウェブサイトで公開されています。

・フィリピン国 高等教育セクター情報収集・確認調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12233011.pdf>)

・フィリピン国 産業人材育成にかかる情報収集・確認調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12283487.pdf>)

(3) その他

①複数従事者の提案禁止

業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度です。複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAフィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上